

厚真町再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例（案）
に対するパブリックコメント意見募集要項

1 意見の募集期間

令和8年1月26日（月）～2月24日（火）午後5時30分必着（30日間）

2 意見募集対象者（ご意見を提出いただける方）

- (1) 厚真町内に住所を有する方
- (2) 厚真町内に事務所または事業所を有する個人の方および法人その他の団体
- (3) 厚真町内の事務所または事業所に勤務する方
- (4) 厚真町内の学校に在学する方
- (5) このパブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する方

3 資料等の入手方法・場所

1月26日（月）から下記場所等で条例（案）を公表します。

- (1) 厚真町ホームページ（電子データのダウンロード）
- (2) 厚真町総合ケアセンターゆくり（書面の閲覧）
- (3) 厚真町厚南会館（書面の閲覧）

4 意見の提出方法等

「意見記入用紙」に氏名、住所を、法人その他の団体にあっては、名称、代表者氏名、主たる事務所又は事業所の所在地を明記の上、提出期限までに次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 電子メール アドレス：choumin@town.atsuma.lg.jp
- (2) ファックス 番号：0145-26-7733
- (3) 書面の持参又は郵送

①持参・郵送先

〒059-1692 勇払郡厚真町京町120 番地

厚真町役場 住民課 町民生活グループ

②受付時間

午前8時30分～午後5時30分（土、日、祝祭日を除く）

③その他

意見が1,000文字を越える際には、必ず要旨を添付してください。また、意見が複数のページにおよぶ場合は、ページ番号を記入してください。

5 留意事項

- (1) 意見の言語は日本語に限ります。
- (2) 電話又は口頭でのご意見の受付はできません。
- (3) ご意見のほかに資料等を添付されても構いませんが、量が多くなるようでしたら、あらかじめ担当部署までご連絡ください。なお、いただいたご意見や資料等の書面は返却できません。
- (4) 住所、氏名等の個人情報は、いただいたご意見の内容や趣旨を確認する場合に使用します。個人情報をパブリックコメント手続の業務に係る目的以外に使用することはありません。
- (5) いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんが、個人を特定できる箇所を除き、ご意見に対する町の考え方や、考慮した場合はその結果、理由等を後日公表いたします（住所、氏名等の個人情報は公表することはありません）。
- (6) 氏名及び住所のないご意見については、意見提出件数には含めず、参考意見として取り扱わせていただきます。

6 お問い合わせ先（担当部署）

〒059-1692 勇払郡厚真町京町 120 番地
厚真町役場 住民課 町民生活グループ
電話：0145-26-7871（課直通）
ファックス：0145-26-7733
電子メール：choumin@town.atsuma.lg.jp